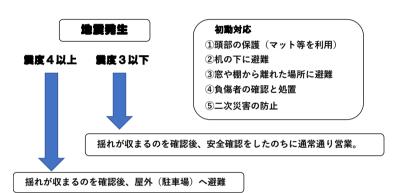
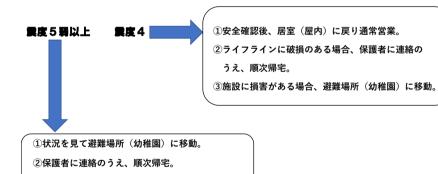
- 1 放課後等デイサービス営業時間中に営業継続が困難となるような災害が発生した場合は、次の手順に従って情報収集、状況確認、 安全確保等の対応を図る。
- 2 災害の状況により、対応マニュアルでは対応しきれない場面に遭遇した場合は、各職員の判断で安全確保を最優先して行動する。
- 3 営業時間前(平日13時以前、土曜日・長期休暇中8時30分前)に行政(愛知県西部地域)から、「暴風雨警報」「避難勧告」 「避難指示(緊急)」が発令されている場合は営業休止とする。
- 4 営業時間中に行政(愛知県西部地域)から、「暴風雨警報」「避難勧告」「避難指示(緊急)」が発令された場合は、営業を中断し、発令後に保護者の引取り確認を行い、引取り完了後に営業を休止とする。
- 5 営業時間中に行政(愛知県西部地域)から、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、営業を中断し、状況確認や 引取り確認を行い、次の行動に備えた準備を行い、必要に応じて避難行動に移る。
- 6 地震発生時の対応
- (1) 送迎中、車両で移動中の場合は、車両を安全な場所に停車させ、ラジオ等で情報収集するとともに、必要に応じて近隣の小学 校等の公共施設に避難する。避難先では、避難先スタッフに状況を伝え指示に従う。
- (2) 営業時間中の場合は、次のフローチャートに従って行動する。





## 農度5弱以上の地震が発生した翌日以降の措置

雷話・災害用伝言ダイヤル

①措置決定後、順次保護者に連絡。

電話・災害用伝言ダイヤル

②電話が不通の場合、原則として自宅待機とする。

災害用伝言ダイヤルの利用方法

- ①「171」を入力する(音声ガイダンス)
- ②「2」(再生)を入力する(音声ガイダンス)
- ③ 「0562-32-0707」を入力する(音声ガイダンス)